

東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画策定庁内検討委員会設置要領

第1 設置

東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画を策定するため、東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

- （1）東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画の検討に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

第3 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

- （1）企画部企画政策課長
- （2）総務部危機管理課長
- （3）子育て支援部子育て支援課長
- （4）生活文化スポーツ部スポーツ振興課長
- （5）生活文化スポーツ部産業振興課長
- （6）みどり環境部みどり公園課長
- （7）まちづくり部都市計画課長
- （8）まちづくり部交通課長
- （9）都市基盤部道路課長
- （10）教育部教育企画課長
- （11）教育部社会教育課長

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、まちづくり部交通課長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、まちづくり部都市計画課長の職にある者をもって充てる。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

第4 会議

委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長を務める。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

3 急を要する事案又は簡易な案件については、書面等の持ち回りにより、委員会の開催に代えることができる。

第5 作業部会

委員長は、第2の所掌事務に関する調査及び研究を行うために必要と認めるときは、委員会に係長、主任中心の作業部会を設置することができる。

第6 庶務

委員会の庶務は、まちづくり部交通課において処理する。

第7 委任

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月5日から施行し、東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画の公表日にその効力を失う。